

ひとり親家庭の経済的な自立を支援

高等職業訓練促進給付金等事業

高等職業訓練促進給付金とは、母子家庭の母または父子家庭の父が下記の資格を取得するため、1年以上養成機関（大学・専門学校等）で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される給付金です。また、修了後には高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

【対象資格】

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・理容師・調理師・歯科衛生士・診療放射線技師・栄養士等が対象となります。

【支給額】

◆高等職業訓練促進給付金

- ・本人および同居している方の町県民税が非課税の場合
→月額 100,000 円（上限 4 年分）
- ・本人および同居している方の町県民税が課税の場合
→月額 70,500 円（上限 4 年分）

◆高等職業訓練修了支援給付金

- ・本人および同居している方の町県民税が非課税の場合
→ 50,000 円（修了後 1 回のみ）
- ・本人および同居している方の町県民税が課税の場合
→ 25,000 円（修了後 1 回のみ）

▶詳しくは役場福祉課（☎33-0339）または、三重県紀南福祉事務所福祉課（☎0597-85-2150）までお問い合わせください。

児童の入学や進学のための貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童、またはこれに準ずる児童、および母子福祉団体に対し貸し付けられる貸付金です。児童の入学や進学のための貸付金としては、次の2種類があります。

| 貸付金名 | 主な内容 | 貸付金の限度額 |
|--------|---------------------------------------|--|
| 修学資金 | 児童を学校に就学させるのに直接必要な授業料や書籍代等にあてるもの | 例) 国公立の大学の場合 自宅（月額）71,000 円、自宅外（月額）108,500 円 ※私立大学や高等学校等もそれぞれ限度額が定められています。 |
| 就学支度資金 | 児童を学校へ入学、または修業施設へ入所させるのに直接必要な費用にあてるもの | 例) 国公立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）の場合 自宅 410,000 円、自宅外 420,000 円 ※私立大学や高等学校等もそれぞれ限度額が定められています。 |

※このほかにも、用途に応じてさまざまな貸付金があり、それぞれ申請できる条件や提出書類が異なります。

▶詳しくは役場福祉課（☎33-0339）または、三重県紀南福祉事務所福祉課（☎0597-85-2150）までお問い合わせください。

道路を安全に利用できるようにご協力を

道路の異常・破損などをお知らせください

町では、道路を常に良好な状態に保ち、安全かつ快適に利用できるよう道路パトロールを実施し、損傷箇所の早期発見と修繕に努めています。

しかし、交通量の増加や車両の大型化に伴い道路の損傷箇所も増えています。みなさんが、道路を安全に利用できるよう、道路の損傷などを見つけた場合は情報提供のご協力をお願いします。



陥没した道路

【情報提供の方法】

◆メールにて通報

メールによる情報提供の場合は、役場基盤整備課のメールアドレス（✉kiban@town.kiho.lg.jp）に、現場の状況と場所がわかる写真を添付して送ってください。異常・破損箇所の状況確認に非常に有効ですので、ぜひご利用をお願いします。

◆電話にて通報

電話による情報提供の場合は、役場基盤整備課まで、発見の場所や最寄りの住所、損傷の状況などをお知らせください。

▶詳しくは、役場基盤整備課（☎33-0357）までお問い合わせください。

マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新を受け付けます

マイナンバーカードの休日特設窓口を開設

町では、仕事などで平日に来庁が困難な方のために、マイナンバーカードの休日特設窓口を開設します。ぜひ、この機会にマイナンバーカードの申請や受け取りなどをお願いします。

なお、お手続きに時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【日時】

11月8日（日）、12月13日（日）、令和3年1月10日（日）、2月14日（日）、3月14日（日）
※いずれも午前8時30分から正午まで

【場所】役場税務住民課窓口

【取扱業務】

- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカードの申請支援
- ・電子証明書の発行・更新
- ・電子証明書の暗証番号の再設定
- ・マイナポイントの利用に必要なマイナポイント予約（マイキーIDの設定）支援
- ・健康保険証として利用するための事前登録支援

【必要なもの】

◆マイナンバーカードの受け取り

- ①個人番号カード交付通知書（はがき）、②マイナンバー通知カード（お持ちの方のみ）、③認印、④住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方のみ）、⑤本人確認書類（免許証など写真付きのもの1点、または健康保険証など2点）

◆マイナンバーカードの申請

- ①マイナンバー通知カード、②認印、③本人確認書類

◆電子証明書の更新

- ①マイナンバーカード、②電子証明書の有効期限通知書、③暗証番号（4桁の数字および6～16桁の英数字）

◆マイナポイント予約

- ①マイナンバーカード、②電子証明書の暗証番号（4桁の数字）、③予約する決済サービスのIDやコードが分かるもの（クレジットカードなど）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。